

環境まちづくり方針（案）

様式1

平成 28 年 1 月 15 日 (2016 年)						
吹 田 市 長 あて		住所 大阪市北区中之島三丁目3番3号（中之島三井ビルディング）				
※注1 事業所		東レ建設株式会社 氏名 代表取締役社長 富山 元行 ⑩ 電話 (06) 6447 - 5164				
事業の名称		大阪府営吹田藤白台住宅(第2期)民活プロジェクト(南ブロック)				
対象事業区域		吹田市 藤白台1丁目103番5				
※注1 設計・代理者		住所 大阪市北区堂山町1番5号 氏名 株式会社アール・アイ・エー 大阪支社 川田 啓一 電話 (06) - (担当者:)				
※注1 工事施工者		住所 大阪市北区中之島三丁目3番3号(中之島三井ビルディング) 氏名 東レ建設株式会社 代表取締役社長 富山 元行 電話 (06) 6447 - 5164				
事業予定期間		平成 28 年 (2016 年) 5 月 1 日 から 平成 32 年 (2020 年) 10 月 31 日 まで				
事業の規模		計画部分		既存部分	合計	
		対象事業面積		(別紙による) m ²	m ²	(別紙による) m ²
		建築面積		(別紙による) m ²	m ²	(別紙による) m ²
		延べ面積		(別紙による) m ²	m ²	(別紙による) m ²
		最高の高さ		(別紙による) m	m	
		構造・階数		鉄筋コンクリート 造・一部 造 地 上 (別紙による) 階 ・ 地 下 階		
事業の目的・内容		区分	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 新設 ☐ 増設			
		☐ 土地区画整理事業 ☐ 市街化再開発事業 ☐ 宅地造成 ☐ 開発行為事業(目的:) ☐ 建築物の新築又は増改築の事業 ☐ 工場・事業場 ☒ 住宅・共同住宅(248 戸) ☐ 商業施設 ☐ 事務所 ☐ 公共的建築物 ☐ その他(:)				
		☐ 駐車場又は資材置場の新設又は増設の事業 ☐ その他()				
		受付 第 号				
環境まちづくりの内容		ガイドライン取組事項チェックリストによる				
添付書類		・ガイドライン取組事項チェックリスト ・工事関連車両通行ルート図 ・その他必要と認める図書				

注1 法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

環境まちづくりの概要(1)

事業者の環境方針	地球環境との共生を目指して継続的な環境活動を実施します。 自律的で実効性の高いCO2 排出量の削減対策を実施します。
当該事業における環境まちづくり方針	千里ニュータウンまちづくり指針を遵守し、周辺の緑とネットワークを形成する緑豊かな環境を創出することを当事業の方針とします。

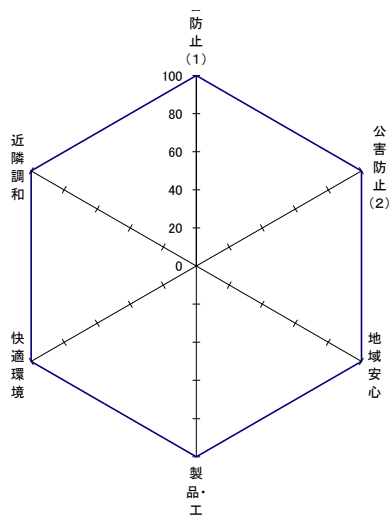
1. 実施率と主な実施内容

1-1. 工事中

実施率 100 パーセント
(小数点第2位以下切り捨て)

実施する・一部実施するの項目数
該当なしを除いた項目数 = 53 / 53

一:方針(案)



方針案

公害防止(1)	公害防止(2)	地域安心	製品・工法	快適環境	近隣調和
19	17	5	3	4	5
19	17	5	3	4	5

主な実施内容

1. 使用する重機等は、できるだけ低騒音・低振動型のものを採用し騒音等の低減に努める
2. 工事車両運行経路は、周辺道路及び近隣状況を勘案して設定する。工事車両出入口ゲート付近に誘導員を配置し、工事車両通行台数が特に増加する場合等は必要に応じ適宜誘導員を増員する。又、工事車両の通行開始は児童の登校時間帯に配慮する
3. 工事関係車両 運転者へ不要なアイドリング・からふかし等 行わぬよう指導・教育を実施する。又、現場周辺道路への違法駐車、路上の迷惑駐車をせぬよう指導徹底する。
4. 工事計画地外周にはフラットパネル(万能鋼板)・フェンスバリケード・シート張り等にて仮囲いを設置し、第三者の立入禁止およびゴミ等飛散低減措置とする

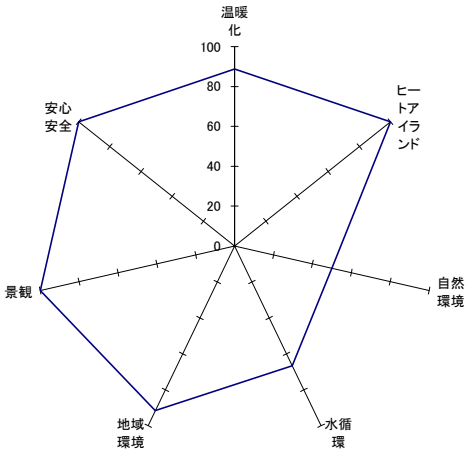
環境まちづくりの概要(2)

1-2. 施設・設備等

実施率 82.9 パーセント
(小数点第2位以下切り捨て)

実施する・一部実施するの項目数 34
該当なしを除いた項目数 41

一:方針(案)



	地球温暖化	ヒートアイランド	自然環境	水循環	地域環境	景観	安心安全
方針	8	1	4	2	11	5	3
案	9	1	8	3	12	5	3

主な実施内容

(1) 省エネルギー・低炭素なエネルギー技術の導入 CO2削減量 t-CO2/年
導入内容 ※(CO2換算が可能な設備に関して記載ください。)

・該当なし

(2) 緑地面積 緑化率 30.0 % 条例基準分 25.0 % 以上
実施内容(緑化率に換算されない緑地(駐車場緑化・ベランダ緑化・花壇など)の面積など)

・できる限り法面を緑化するよう努めます。

(3) 雨水利用 雨水貯留量 630.0 t うち雨水利用量 t

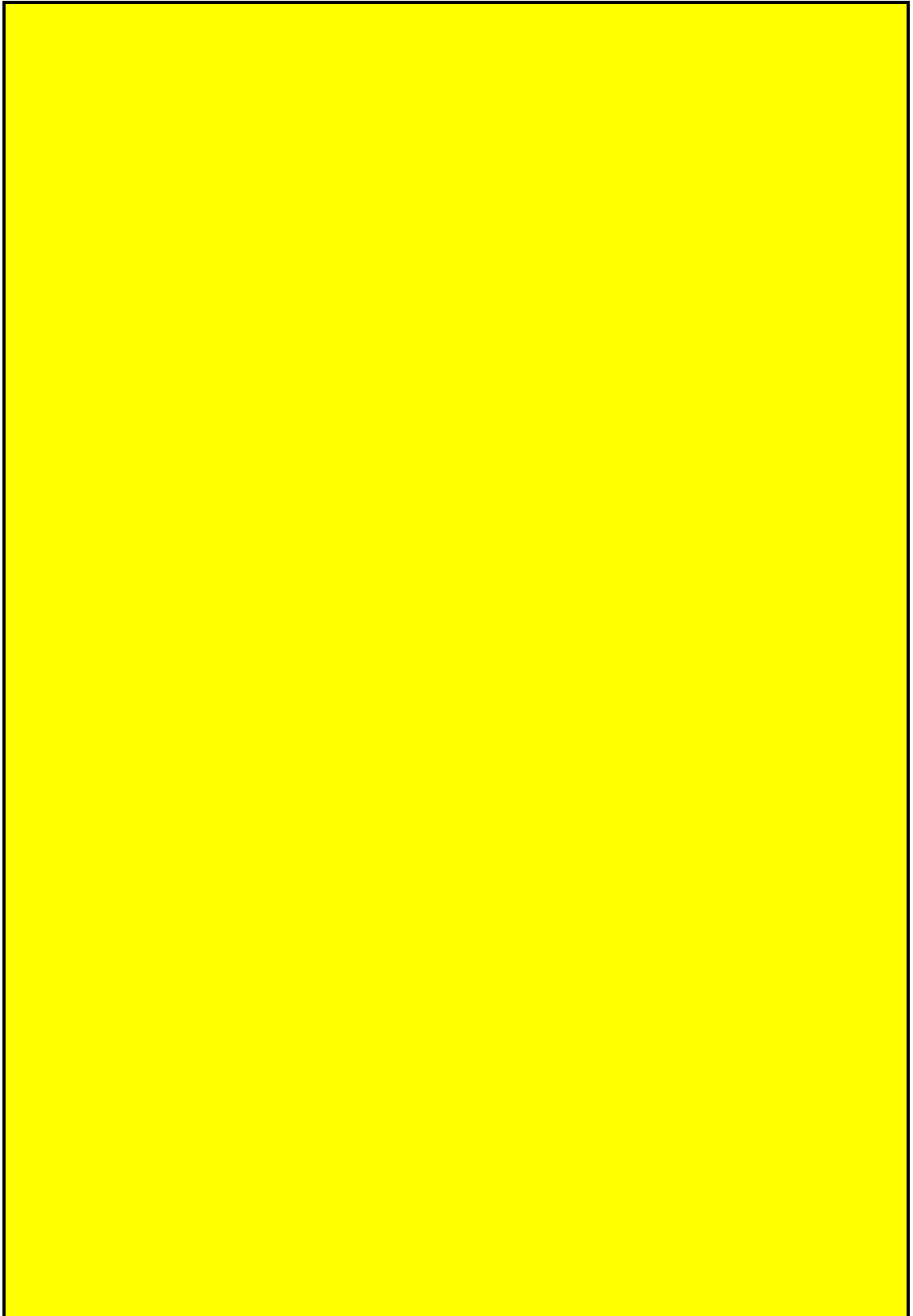
利用目的 ☐ 植栽水やり ☐ トイレの流し水 ☐ 洗車 ☐ その他

(4) 上記以外の主な実施内容

・「千里ニュータウンまちづくり指針」を遵守した計画とします。
・周辺の環境に配慮し、緑や公園と連続する環境を創出します。
・歩車分離による安全な歩行者用通路を整備します。

環境まちづくりの概要(3)

2. その他(本ガイドライン記載の取組事項以外に実施する環境まちづくりの取組を記載ください。)

A large yellow rectangular area, likely a placeholder for additional information or a diagram related to environmental initiatives. It is bordered by a thin black line and occupies the majority of the lower half of the page.

●工事中におけるガイドライン取組事項チェックリスト

本事業を実施するにあたっては、事業による環境への影響を最小限にとどめるため、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、以下のとおりガイドライン取組事項を実施します。

取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
大気汚染や騒音などの公害の防止します。		
建設機械		
1 低公害型建設機械の使用	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	使用する重機等は、できるだけ低騒音・低振動型のものを採用し騒音等の低減に努める
2 低燃費型建設機械の使用	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	掘削等の一部の工事には、できるだけ低燃費型の建設機械を使用し、アイドリングストップやエコドライブを推進して環境に配慮した作業実施に努める
3 アイドリングの禁止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事関係車両 運転者へ不必要なアイドリングは 行わぬよう指導・教育を実施する
4 環境に配慮した運転	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事関係車両 運転者へ不必要なからふかしは 行わぬよう指導・教育を実施する。又、現場敷地内 工事車両走行時 徐行運転の指導・教育を実施し車両走行時の騒音低減に努める
5 稼働台数の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	複数棟からなる工事の為、効率的な工事計画の立案により稼働台数の抑制に努める
6 工事の平準化	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	複数棟からなる工事の為、効率的な工事計画の立案により工事の平準化を図る
7 機械類の整備点検	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	日々の始業前点検と、定期的な整備点検の実施
工事関連車両		
8 低公害車の使用	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	できるだけ、燃費や排出ガス性能の良い車両を使用します。
9 大阪府条例に基づく流入車規制の遵守	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	大阪府条例を遵守します。
10 工事関連車両の表示	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事関係車両については、車両前面に本工事関係車両である事がわかるよう表示等を掲示します。
11 周辺状況に配慮した走行ルートや時間帯の設定	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事車両運行経路は、周辺道路及び近隣状況を勘案して設定する。工事車両出入口ゲート付近に誘導員を配置し、工事車両通行台数が特に増加する場合等には必要に応じ適宜誘導員を増員する。又、工事車両の通行開始は児童の登校時間帯に配慮する
12 建設資材の搬出入における車両台数の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	作業ごとに適切な車種を選定し、車両台数を抑制します。
13 工事関連車両台数の抑制	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	作業員の通勤、現場監理などには出来るだけ徒歩、二輪車、公共交通機関、相乗りとするよう奨励し、工事関連車両台数の抑制に努める。
14 土砂の積み降ろし時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	ダンプトラックによる土砂の積み下ろしの際には、騒音、振動や土砂の飛散低減に配慮し作業に当たるよう、関係作業員への指導を実施します。
15 タイヤ洗浄	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事関係車両の現場退場時はタイヤを洗浄し道路等を汚さぬよう努めます

取 組 事 項		実 施 の 有 無		実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
16	ドラム洗浄時の配慮	☐ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	現場内でのコンクリートミキサー車のドラム洗浄は行いません。
17	場外待機の禁止	☒ 実施する ☐ 実施しない	☒ 一部実施する ☐ 該当なし	現場周辺道路では、工事関係車両を待機させないよう指導徹底します
18	クラクションの使用抑制	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	不要なクラクションは鳴らさぬよう、指導行います。
19	アイドリングの禁止	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	工事関係車両 運転者へ不要なアイドリングは 行わぬよう指導・教育を実施する
20	環境に配慮した運転	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	工事関係車両 運転者へ不要なからふかしは 行わぬよう指導・教育を実施する。又、現場敷地内 工事車両走行時 徐行運転の指導・教育を実施し車両走行時の騒音低減に努める
工事方法 騒音・振動等				
21	防音シートなどの設置	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	既存解体工事においては解体建屋周囲の養生を防音シート張にする等、騒音対策に配慮します。 工事計画地外周の仮囲いはフラットパネル(万能鋼板)・フェンスバリケード・シート張り等にて設置します。防音シート張は必要に応じ適宜行います。
22	丁寧な作業	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	建設資材の落下等を防止するよう、丁寧な作業を行います。
23	騒音や振動の少ない工法の採用	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	杭の施工などの際には、騒音や振動の少ない工法を採用します
24	近隣への作業時間帯の配慮	☐ 実施する ☐ 実施しない	☒ 一部実施する ☐ 該当なし	重機作業等、騒音・振動を伴う作業については、出来るだけ近隣に配慮した時間帯に行います。行政で指定する「特定建設作業」に該当する作業については、定められた作業日・作業時間を遵守して作業を行います。
粉じん・アスベスト				
25	解体、掘削作業の配慮	☐ 実施する ☐ 実施しない	☒ 一部実施する ☐ 該当なし	粉塵の飛散低減に努めるよう、出来る限りの散水を行います
26	飛散防止対策	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	場内仮置き土砂等の粉塵が飛散するおそれがある場合は、シートで覆う等の飛散防止対策を行います。
27	アスベストの調査など	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	解体工事着手前に調査を実施します
28	アスベストの飛散防止措置	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	解体工事着手前に調査を実施した上で、含有物がある場合は関係法令を遵守して、解体撤去の際には確実な飛散防止措置を行います。
水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下				
29	濁水や土砂の流出防止	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	敷地内において、道路などへの濁水や土砂の流出防止の対策を行います。
30	塗料などの適正管理及び処分	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	適正に管理、処分します
31	土壌汚染物質の拡散防止措置	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	調査を行い、汚染物質があれば、適正な措置をとります。

取 組 事 項		実 施 の 有 無		実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
32	地盤改良時の配慮	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	地盤改良を行う際は、土壌や地下水を汚染しないよう適正な工法を採用します
33	周辺地盤、家屋などに配慮した工法の採用	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	周辺地盤、家屋等に出来る限り影響を及ぼさない工法を採用します
悪臭・廃棄物				
34	アスファルト溶解時の臭気対策	☐ 実施する ☒ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	場所の配慮等を行います
35	現地焼却の禁止	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	現地での焼却は行いません
36	解体時の環境汚染対策	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	工事実施前に有害廃棄物の調査を行い、環境汚染とならないよう適正な処理を行います。
37	仮設トイレ設置時の臭気対策	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	適切なメンテナンス、設置場所の配慮等、臭気対策を行います
地域の安全安心に貢献します。				
38	地域との連携における事故の防止	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	近隣自治会等から地域の交通事情の聴き取りを行うとともに、適正に誘導員を配置し事故防止に努めます。
39	児童などへの交通安全の配慮	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	工事車両出入口ゲート付近に誘導員を配置し、工事車両通行台数が特に増加する場合等は必要に応じ適宜誘導員を増員する。又、工事車両の通行開始は児童の登校時間帯に配慮する
40	夜間や休日の防犯対策	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	施錠するなどの対策を講じるとともに、必要に応じ適宜機械警備を設置する等の措置を講じます。また現場大型休暇の際は、警備会社による現場巡回警備も実施します。
41	児童などへの見守り、声かけ	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	誘導員より見守り、声掛け等行うよう取り組みます。
42	地域の防犯活動への参加	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	近隣自治会等と連携して、出来る限り地域の防犯活動に参加します
環境に配慮した製品及び工法を採用します。				
省エネルギー				
43	エネルギー消費の抑制	☐ 実施する ☐ 実施しない	☒ 一部実施する ☐ 該当なし	工事中に使用する燃料、電気、水道水などの消費抑制に出来るだけ努めます。
省資源				
44	残土発生の抑制	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	掘削土を埋戻し土に流用するなど、残土発生の抑制に努めます。
45	廃棄物の減量	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	資材の梱包等を最小限にして、出来るだけ廃棄物の減量に努めます。
快適な環境づくりに貢献します。				
景観				
46	仮囲い設置時の配慮	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	仮囲いは景観面にも配慮します。

取 組 事 項		実 施 の 有 無		実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
47	仮設トイレ設置時の配慮	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	設置場所等を工夫します
周辺の環境美化				
48	周辺道路の清掃	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	周辺道路でのポイ捨て行為は禁止事項として関係作業員に対し指導・教育を継続的に行います。又、工事現場内外の清掃も行います。
49	場内整理	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	場内の整理整頓を行います。
ヒートアイランド現象の緩和				
50	打ち水	☐ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☒ 該当なし	水道水以外の用水が確保できない為、該当なし
地域との調和を図ります。				
工事説明・苦情対応				
51	工事内容の事前説明及び周知	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	近隣住民への事前の工事説明を実施します。また週間工事予定を現場仮囲いに掲示してお知らせする等、理解を得よう努めます。
52	苦情対応	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	仮囲いに掲示する週間工事予定と併せて、施工者連絡先窓口を記載します。又、当該工事に起因してトラブルが発生した場合は誠意をもって対応、協議し、問題解決に努めます。
周辺の教育・医療・福祉施設への配慮				
53	工事内容の事前説明及び工事計画の配慮	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	事前の十分な説明と、工事予定を前もってお知らせする等により、理解を得よう努めます。又、出来るだけ施設での行事等に配慮した工程調整を行うよう努めます。
54	騒音、振動などの配慮	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	当該工事に直接起因する騒音、振動、通風、採光などに対する配慮については、状況に応じ出来るだけ対応します。
周辺の事業者との調整				
55	複合的な環境影響の抑制	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	周辺に他の事業者による工事がある場合は、双方にて協議を行い、工事計画・工程面での調整を図ることで周辺環境への影響を出来るだけ低減できるよう努める

●施設・設備等に係るガイドライン取組事項チェックリスト

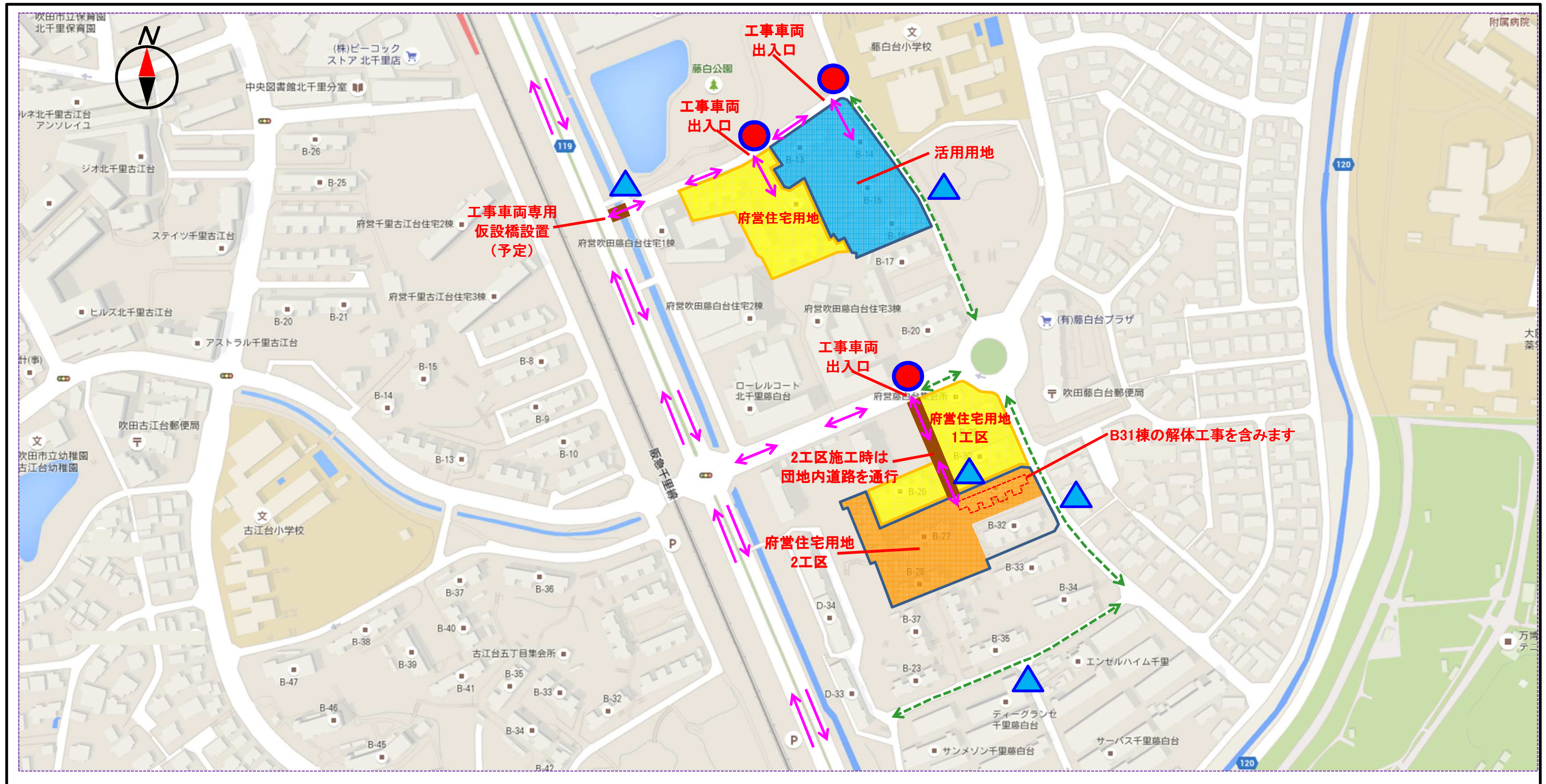
本事業を実施するにあたっては、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、事業による環境への影響を最小限にとどめ、また、新たな環境負荷の発生を事前に防止するとともに、地域の環境レベル向上に貢献するため、以下のとおりガイドライン取組事項を実施します。

取 組 事 項		実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
地球温暖化対策を行います。			
56	大阪府建築物の環境配慮制度及び大阪府建築物環境性能表示制度の活用	☒ 実施する ☐ 実施しない ☐ 一部実施する ☐ 該当なし	建築物の環境配慮制度及び大阪府建築物環境性能表示制度を活用します。
57	高効率及び省エネルギー型機器などの採用	☒ 実施する ☐ 実施しない ☐ 一部実施する ☐ 該当なし	給湯設備について省エネ効果の高い給湯器を採用予定。
58	再生可能エネルギーの活用	☐ 実施する ☒ 実施しない ☐ 一部実施する ☐ 該当なし	再生可能エネルギーの活用はありません。
59	エネルギー効率の高いシステム及び機器導入の検討	☒ 実施する ☐ 実施しない ☐ 一部実施する ☐ 該当なし	省エネ効果の高い給湯器を採用予定。
60	冷媒漏えい(使用時排出)の防止	☒ 実施する ☐ 実施しない ☐ 一部実施する ☐ 該当なし	空調機設置の際には、冷媒の漏えいが発生しないよう安全設計に配慮します。
61	建築物のエネルギー負荷の抑制	☒ 実施する ☐ 実施しない ☐ 一部実施する ☐ 該当なし	採光や通風性の考慮や断熱性能を向上させることで、建物のエネルギー負荷を抑制します。住宅性能評価を取得予定。
62	長寿命な建築物の施工	☒ 実施する ☐ 実施しない ☐ 一部実施する ☐ 該当なし	劣化対策等級(構造躯体等)を等級3とし、基本構造の耐久性を高め、コンクリートのかぶり厚及び水セメント比を規定の基準とし、長寿命の建築物を施工します。
63	環境に配慮した製品の採用	☒ 実施する ☐ 実施しない ☐ 一部実施する ☐ 該当なし	リサイクル製品など、資源循環や環境保全に配慮した製品を採用します。
64	製造に要するエネルギーが少ない建設資材の採用	☐ 実施する ☐ 実施しない ☒ 一部実施する ☐ 該当なし	製造に要するエネルギーが少ない建設資材の採用を検討します。
ヒートアイランド対策を行います。			
65	ヒートアイランド対策	☐ 実施する ☐ 実施しない ☒ 一部実施する ☐ 該当なし	外構部分ではできる限り緑化するように努めます。
自然環境を保全し、みどりを確保します。			
66	動植物の生息や生育への配慮	☐ 実施する ☐ 実施しない ☒ 一部実施する ☐ 該当なし	植物の生育環境にできる限り配慮します。
67	地域のシンボルツリーの保全	☐ 実施する ☐ 実施しない ☐ 一部実施する ☐ 該当なし	新たな植栽計画において検討します。
68	既存の植生の保全	☒ 実施する ☐ 実施しない ☐ 一部実施する ☐ 該当なし	新たな植栽計画において検討します。
69	生物の生息空間の保全	☐ 実施する ☐ 実施しない ☒ 一部実施する ☐ 該当なし	事業系計画地に隣接する緑地などを連続させて配置するなど、生物の生息空間の保全に努めます。

取 組 事 項		実 施 の 有 無		実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
70	駐車場緑化	☐ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	実施する予定はありません。
71	屋上緑化など	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	実施する予定はありません。
72	法面緑化	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	法面緑化が可能な部分において行います。
73	植栽樹種の選定	☐ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☒ 該当なし	植栽樹種は、できる限り地域の環境に合わせた樹種を選定するように努めます。
水循環を確保します。				
74	水資源の有効利用	☐ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	雨水を利用する設備の設置予定はありません。
75	雨水流出を抑制する施設の設置	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	事業区域の面積に応じた雨水流出抑制施設を設置します。
76	雨水浸透への配慮	☐ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☒ 該当なし	オープンスペースについては、できる限り雨水浸透に配慮した計画とします。
地域の生活環境を保全します。				
大気・騒音・振動等				
77	騒音を発生させる設備設置時の配慮	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	騒音を発せさせる設備の設置においては、設置場所に配慮し、騒音や振動対策を行います。
78	防音サッシの設置	☐ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	防音サッシの設置は行いません。
79	駐車場の配置計画時の配慮	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	周辺環境への自動車の排気ガスや騒音を防止するため、駐車場の配置はできる限り住居に隣接しない計画とします。
80	近隣への悪臭及び騒音の配慮	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	近隣への悪臭、騒音などを防止するために、窓、換気扇、排気口、廃棄物置場の位置などに配慮します。
81	ボイラーなどの機器設置時の排出ガス対策	☐ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	ボイラー等の機器の設置はありません。
82	屋外照明や広告照明設置時の配慮	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	屋外照明については、近隣に対する光の影響を抑制した計画とします。
83	建築資材による光の影響の考慮	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	太陽光の反射について近隣への影響の抑制に努めます。
84	環境に配慮した塗料の使用	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	塗料は水性塗料又は揮発性有機化合物の含有率が低いものを使用します。
85	周辺の教育、福祉や医療施設への配慮	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	騒音、振動、通風、採光など、周辺環境に配慮した計画とします。

取 組 事 項		実 施 の 有 無		実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
中高層建築物(高さ10メートルを超える建築物)				
86	日照障害対策	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	日照障害については、建築基準法に基づく日影図を作成し、発生する範囲を事前に把握し、対象住民に説明します。
87	電波障害の事前把握及び近隣説明	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	電波障害の発生が想定される範囲を現地調査、机上計算、影響範囲図作成などにより、事前に把握し、対象住民に説明します。
88	電波障害発生時の改善対策	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	電波障害が生じた場合は、CATV、共同受信施設などによる改善対策を行います。
89	プライバシーの配慮	☐ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☒ 該当なし	近隣住民のプライバシーを侵害する恐れがある場合は、適切な対策を講じるよう努めます。
景観まちづくりに貢献します。				
90	地域への調和	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	本市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう配慮します。
91	景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	周辺地域と調和した景観形成に努めます。
92	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画及び設計	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	景観ガイドラインに配慮した計画を行います。
93	景観形成地区指定の協議	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	関係課と景観形成地区指定の協議を実施します。
94	景観形成基準の遵守	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	景観形成基準を遵守し、景観まちづくり形成に努めます。
95	屋外広告物の表示などに関する基準の遵守	☐ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☒ 該当なし	
安心安全のまちづくりに貢献します。				
96	歩行者が安全に通行できる空間整備	☐ 実施する ☐ 実施しない	☒ 一部実施する ☐ 該当なし	歩行者が安全に通行できるように歩車分離に努めます。
97	災害時、緊急時対応のための安心安全に配慮した整備	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	団地内通路を確保し、災害時、緊急時の安心安全に配慮した整備を検討します。
98	防犯対策のための安心安全に配慮した整備	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	防犯対策などに対応できる設備機器を積極的に導入し、安心安全に配慮した適切な整備を検討します。

大阪府営吹田藤白台住宅(第2期)民活プロジェクト 工事車両運行経路図



【凡例】

- : 工事車両運行経路
- : 誘導員(出入口より入退場ある場合は配置)
- ▲ : スポット誘導員配置
- - - → : 原則、工事車両通行禁止(但し増補管工事、インフラ接続工事、歩道整備工事、余剰地仮囲い 等は除く)

(注記) 上図の着色部区域以外において、居住者移転後 空住棟(余剰地)の立入禁止閉鎖措置および区域外周部 仮囲い設置作業を行います